

<p>5 低入札価格調査委員会の設置</p> <p>(1) <u>落札候補者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は、適正な契約の履行の確保を図るため、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>9 調査結果に関する措置</p> <p>前項の規定による調査の結果、次の措置を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アによる措置がなされたときは、直ちに、当初の落札候補者に対して落札者とし、次順位者に対しては落札候補者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札候補者となった旨を通知するものとする。<u>この場合において、次順位者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>5 低入札価格調査委員会の設置</p> <p>(1) <u>第2項の調査基準に該当する入札があった</u>場合は、適正な契約の履行の確保を図るため、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>9 調査結果に関する措置</p> <p>前項の規定による調査の結果、次の措置を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アによる措置がなされたときは、直ちに、当初の落札候補者に対して落札者とし、次順位者に対しては落札候補者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札候補者となった旨を通知するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) (略)</p>
---	--

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、改正後の規定は、施行日以後に長岡市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱（平成18年長岡市告示第76号）の規定による制限付き一般競争入札の公告を行う工事から適用する。